

2021年春 第23回移住労働者と共に生きるネットワーク・九州と福岡入管との意見交換会報告

中島眞一郎(コムスタカー外国人と共に生きる会)

はじめに

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州と福岡出入国在留管理局(以下、福岡入管)との第23回意見交換会は、新型コロナウイルス感染拡大のため、はじめて対面ではなく文書での質問と回答のやり取りとなりました。

今回は、Ⅰ 技能実習生の妊娠・出産問題について、Ⅱ 入管業務について、(1 日本語学校の留学背について、2人身取引の被害者の保護について、3DV被害者などの在留資格の更新と変更について、4ハーグ条約について、5セクシュアルマイノリティについて、6就職できない外国籍の子どもについて、7「配偶者」等在留資格の取り消しなどについて、8永住許可のガイドラインについて)、Ⅲ 2019年改定入管法、1「特定技能」、2「登録支援機関」、3「外国人材受入れ、共生のための総合的対応策」等について、Ⅳ 技能実習制度について、Ⅴ 新型コロナ対策ウイルス感染対策、Ⅵ 統計数値について、2021年2月16日に全部で60項目の質問を提出しました。これに対して、福岡入管から2021年3月24日に文書での回答がありました。

今回は、第22回の前回以上に、以前回答された統計数値に関しては質問項目であっても、「地方入管別の統計資料は公表していない」、「統計資料作成していないため公表困難」、「非公表につき回答できない」、「2020年については集計中」、「(ホームページのURLを示して)以下の公表資料を確認願います。」という回答が、多くみられました。その一方で、対策や、理由、施策の考え方などの質問には、比較的丁寧に文書で説明する回答が見られました。また、統計データについても公表しています。以下、福岡入管への質問と回答に関して、報告します。

第23回福岡入管との意見交換会の質問と回答は、以下のURLで詳細をご覧ください。<https://snwm-netwrokkyushu.jimdofree.com/> 活動報告(福岡入管との意見交換会)

Ⅰ 技能実習生の妊娠・出産について

質問 ① 日本で技能実習生同士の間にも子どもが生まれた場合の子どもの在留資格の取り扱い及び母親の産休や育児休業期間中の在留資格の取り扱いで、「特定活動」の在留資格が付与された件数は、2019年及び2020年中にそれぞれ何件ありましたか。

【答】ご質問の内容は、技能実習生間で妊娠・出産した場合で、母親たる技能実習生について、産休や育児休業を理由とする「特定活動」への在留資格変更許可件数及びその出生子について、技能実習生の両親の扶養を受けるための「特定活動」の在留資格取得許可件数であると理解しているところ、当局では「特定活動」の目的別の

在留資格変更許可件数及び在留資格取得許可件数に係る統計は作成しておらず、回答することは困難です。

質問 ② 技能実習生が出産のため技能実習を中断して帰国し、出産後再度入国し技能実習計画上の残りの技能実習期間において実習を再開するとして、入管当局に対して在留資格認定 証明書交付申請が行われた申請件数と許可件数につき、2019 年及び 2020 年中全国及び 福岡局管内で何件ありましたか。

【答】 当局においては、ご質問の内容に係る統計は作成しておらず、回答することは困難です。

コメント（中島）

以上のように、具体的な救済された件数などについての質問には、回答がありませんでした。実は、入管は内部で把握しています。そして、この具体的統計データが明らかにならないと、妊娠・出産する技能実習生およびその出生子の何人が、実際に各種通知通り保護されているのかが明らかになりません。

2（質問）妊娠・出産の事実を誰にも相談できない技能実習生について 2019 年 3 月 11 日の通知以降も、解雇や帰国させられることを恐れて、妊娠したことを誰にも相談できず、日本で出産などし、刑事責任を問われる事案が相次いでいます。この背景には、技能実習生の妊娠が明らかになると、監理団体や実習実施者が、中絶させたり、強制帰国させたり、自己都合を装って帰国をさせるケースが後を絶たないことがあります。技能実習生が妊娠や出産しても、日本人と同様に日本の労働関係法令で保護されることの周知徹底や技能実習生の保護や刑事事件とならないために、以下のアからオについて、貴局の施策についてご回答ください。ア 技能実習生への周知徹底について イ 監理団体や実習実施者への周知徹底について ウ 妊娠したことで解雇や帰国させようとする監理団体や実習実施者への処分について エ 技能実習生の途中帰国者に対して、空港など帰国時に、妊娠による強制帰国の有無の確認や保護について オ その他の施策について

【回答】

ア 技能実習生が新規入国する際には、空海港で外国人技能実習機構が作成している技能実習生手帳を配布しており、この手帳の項番 12(2021 年1月第5版現在)に「技能実習中に結婚・妊娠・出産などした場合」で妊娠・出産した場合に認められる主な権利などを案内しています。なお、技能実習生手帳は、2021 年1月現在9か国語（中国・ベトナム語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・カンボジア語・ミャンマー語・モンゴル語・英語）で作成されており、同月、項番12の記載内容を充実させたものに改訂されています。

イ 監理団体や実習実施者へは、平成 31 年3月 11 日付けで、当庁(当時は局)、厚生労働省(海外人材育成担当参事官室)及び外国人技能実習機構の連名で、「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて(注意喚起)」の通知を外国人技能実習機構HPに掲載して周知しています。また、本年2月 16 日付けで、同じく連名で、妊娠等した技能実習生への対応についてさらに具体的内容を追加した「妊娠等を理由とする技能実習生の不利益取扱いの禁止の徹底及び妊娠等した技能実習生への対応について(注意喚起とお願い)」の通知を外国人技能実習機構HPに掲載し、周知徹底を図っています。

ウ 機構の現地検査の結果、妊娠したことで技能実習生を解雇や帰国させたなどの法令違反のおそれを把握した場合は、関係機関とともに実習実施者等に対し必要な指導を行うこととしており、事案に応じて、技能実習計画の認定取消しや、監理団体許可の取消しの対象となり、これらの行政処分等を受けた場合には欠格事由に該当することとなるため、行政処分を受けて5年間は新規の技能実習生の受入れや監理事業を行うことはできなくなります。

エ 技能実習生の途中帰国者に対しては、空海港で出国する際に、入国審査官が書面を用いて「出国の意思確認」を行い、その意に反して帰国させられようとしていないかについて確認しているところ、出国意思の確認に当たっては、入国審査官が、監理団体等の関係者の立会いのないところで、直接、技能実習生本人に対して、当該技能実習生の母国語で作成した「意思確認票」を用いながら、帰国するに至った経緯等も含めた詳細について、その心身の状況やプライバシーに十分に配慮しつつ、丁寧かつ慎重に手続を実施しているところであり、これにより、出国間際の最終的な局面でも技能実習生の強制帰国を防止する手立てとしてしています。強制帰国の疑いがある場合で、当該技能実習生が出国を望まない場合には、当局は出国確認を行わないこととしています。また、当該技能実習生の所属する監理団体や実習実施者に3 対して当該技能実習生に対して適切な対応を取るよう指導するとともに、外国人技能実習機構へ情報提供しています。

オ その他、在留審査等において、妊娠・出産等の事実が明らかになった技能実習生については、監理団体や実習実施者に当該技能実習生に対して適切な対応を取るよう指導しています。

コメント (中島)

技能実習生や日本語学校の留学生への人権を守るために権限を行使していない入管行政の実状

以上のア～オの回答にあるように、妊娠などに関する技能実習生の不利益取り扱いを防ぐ対策をとっていると言葉の上では回答がなされています。

しかし、例えば、エの技能実習生の途中帰国者への出国時の意思確認件数は、2019年約18,600件(うち申告件数は12件)、そして2020年は、出国時の確認件数約11,000件(申告件数1件)と回答しています。つまり、出国時の途中帰国の技能実習生への意思確認は行われていても、申告する技能実習生は少なく、これが救済手段となっていない現実があります。

2021年以降の現在も、監理団体等から妊娠を理由に強制帰国される例や子どもを孤立出産し、死体遺棄罪等で逮捕されているケースなど後を絶ちません。入管や外国人技能実習機構の文書による通知や指導だけでは、技能実習生の妊娠出産問題の実質的な救済にはなっていません。

II 入管業務について、1、日本語学校の留学について、質問④についても、悪質な日本語教育機関に対しては、日本語教育機関の告示から抹消するなど措置を講じる権限が入管にあります。2020年の回答では、**そのような措置を講じた「該当はありません」というものでした。**

IV 技能実習生度について、3の質問「2019年11月、失踪技能実習生減少のための施策として、失踪者を出した送出し機関、監理団体、実習実施者に対して帰責性を踏まえて、技能実習生の新規受け入れを停止する措置や失踪実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表等の新たな施策を発表している」との回答に対して、それぞれ何件あったかという質問には、**「新規受け入れ停止措置をした件数、企業の刑事告発をした件数、告発の事実を公表した件数 全国0件、当局（福岡入管内）0件」との回答で、全く行われていないことが明らかになりました。**

IV 技能実習制度について、質問5 地方労働局と、福岡入管との相互通報制度について、相互通報した件数について、労働局から福岡入管への通報は、2019年37件2020年48件と増加しているのに、**2019年福岡入管から各労働局への通報112件が2020年は、1件に激減していました。**

これらの回答からあきらかになったことは、入管行政が、技能実習生や日本語学校生の人権を守る方向でその権限を行使していないという実態です。

II-1 日本語学校の留学生について

①(ア)2020年12月末における福岡局管内の日本語教育機関の在籍者数は約5,300人という回答でしたが、2018年12月末が、約1万人、2019年12月末は、約9,900名でし

たので、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ほぼ半減しています。

(イ)日本語教育機関に係る在留資格認定証明書交付件数も、2020年約3,400件(内訳 ベトナム 約1,600件、中国 約800件、ネパール400件 インド110件、台湾 約100件)

2018年5,900件(ベトナム2,400件、ネパール1,600件、中国1,000件)、
2019年5,700件(ネパール2,600件、ベトナム1,300件、中国1,000件、台湾
120件、韓国110件)から、2020年3,400件と約4割減少しています。

②留学の在留資格者で退去強制手続きが取られたのは、2020年14名と、2018年40名、2019年31名から、ほぼ半減していました。

③週28時間の制限など資格外活動に違反した場合の「留学」の在留期間更新など取り扱いについて、「原則として、改善指導するという対応をしているが、違反の程度や在留状況によっては、(1回目でも)総合的に判断して不許可とすることがある」という回答でした。

Ⅱ—2 人身売買の被害者の保護について

人身取引被害者として保護された外国人は、2018年全国9名(フィリピン5名、タイ人4名、2019年12名(全員フィリピン人)、2020年は集計中、福岡入管内は2018、2019年、2020年いずれも0人という回答でした。

- ① 人身取引被害者在留特別許可者数は、2019年全国5名、2019年集計中、福岡管内は2018年から2020年0人
- ② 人身取引被害者のうち労働搾取の観点から認定した者、2018年全国1名、2019年は、全国0人、2020年は集計中という回答でした。

Ⅱ—3 DV被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

- ① DV事案の認知件数、2018年6件(全員女性、フィリピン4件、タイ1件、中国人1件)、2019年5件(全員女性、フィリピン3件、アフガニスタン1件、中国1件)、2020年11件

(全員女性、フィリピン8件、ポーランド1件、中国1件、台湾1件)という回答でした。

- ②「家族滞在」の在留資格者のDV被害者への配慮

「DVにより別居を余儀なくされたDV被害者の在留期間の更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要になったDV被害者には人道上適切に対応しています。DVに起因して入管法違反となっているDV被害者に対しては、事案に応じて在留特別許可するなど人道的な措置を講じています。」という回答でした。

(コメント 中島) 入管のDV事案の認知件数が毎年少ないのですが、2019年と比べて5件から11件と2020年のDV認知件数が倍増しています。今年から質問した「家族滞在」の在留資格への配慮については、「人道上の配慮した対応をする」という回答がありました。

Ⅱ—4 ハーグ条約について

これまで同じ回答のため、昨年は質問しませんでした。取扱いが従来と同じか改めて質問しました。「入管法上、子に同伴しない一方の親権者の同意がないことのみを持って出入国を制限する規定がないため、当局が出入国に関し何らかの制限を行ったことはなく、当局の方針に変更はありません。」という回答でした。

Ⅱ—5 セクシュアルマイノリティ

①トランジェスターの外国人を入管が収容する場合について、フィリピン人のパットさんのケースをあげて、「単独収容が必ずしも望ましくないことを述べて、その対応を質問しました。しかし、入管からの回答は「単独で収容するなど被収容者の状況や意向に応じて、可能な範囲で柔軟に対応することとしています。」と質問に正面から答える回答になっていませんでした。

②外国で合法的に結婚した日本人と同姓の外国人配偶者の在留資格についての検討状況を質問しました。しかし、入管からの回答は、「当事者の一方が日本人の場合、我が国においては、同性婚が認められていないことから、相手方の本国において同性婚が認められていたとしても、我が国において公的な手続きを何らとることなく関係が解消できることから、身分関係の明確性・確実性が十分とはいいがたく在留資格を認めていません。」という回答でした。

Ⅱ—6 在留資格上、「就職できない子ども」たちについて

今回から、新しく質問をしました。

①日本の高校を卒業していないため、「家族滞在」の在留資格の子どもが、正社員として就職できない問題について、「日本の高校を卒業していない者については、我が国社会と一定の結びつきは、有しているものの、引き続き我が国において社会生活を営む素養などが十分に備わっているとまでは評価できないことから、同一に評価できない」という否定的回答でした。

②親が活動に基づく在留資格から永住許可を得たが、子どもが永住許可を得られない場合に、子どもが「家族滞在」で在留できなくなり、しかも、日本の高校を卒業していなければ、20歳以上の場合「定住者」への在留資格への変更も認められないで、帰国を余儀なくされる子どもの問題について質問しました。

入管からは、「個々の事情や経緯などを考慮して判断することとなります」という回答でした。

Ⅱ—7 「配偶者等」の在留資格の取り消し

- ①「配偶の身分を有するものとしての活動を継続して6月以上行わない」として入管から在留資格を取り消された件数は、2018年1件、2019年2件
- ②住所に関する義務違反や虚偽の届出により在留資格を取り消された件数は2018年0件、2019年0件でした。

Ⅱ—8 「永住許可のガイドライン」について

- ①在留期間3年を有する場合においては、当面最長の在留期間を持って在留する取り扱いについて、「(永住)のガイドラインに記載しているとおおり、当面の扱いです」という回答でした、
- ②永住許可の(福岡県在住の単身者)の年収要件を質問しましたが、入管から「年収の要件は設けていないが、現在および将来において安定した生活を営むに足る資産または技能を確認することとしています。」という回答でした。
- ③公的保険料(年金や医療保険など)の永住許可の確認期間(直近の2年間)以外で、未払いや適正な時期に支払っていない場合、「その態様、その他在留状況を踏まえて、総合的に判断します。」という回答でした。

Ⅲ 2019年改定入管について（「特定技能」登録支援機関）「共生政策」など）

Ⅲ—1 「特定技能」の在留資格

- ①「特定技能」の在留資格者の人数について、「2020年12月末 特定技能1号 15,663名、うち福岡局管内1,892名という回答でした。昨年の「2019年12月末日現在で「特定技能1号」は、1,621人。うち福岡入管内196名(うち技能実習ルートが187人)」という回答でした。

この1年間で 特定技能1号は、14,042名増加、福岡入管内1,696人の増加していました。

- ②当初の5年間の初年度受入れ人数47,000人に届いていない理由は、「これは目標値ではなく、受け入れ見込み数の上限値であること、法務省として、試験実施国の拡大の推進、各分野の実情を踏まえたマッチング支援の推進など行っていく、2021年2月9日から申請のための必要書類の簡素化、提出書類の省略を苦評しており、今後とも、特定技能制度が深刻な人手不足対策の解消策として活用いただけるように尽力

する」という回答でした。

コメント（中島）

初年度47,000人は、「目標値ではなく上限値」という回答でしたが、その一方で、特定技能制度を「深刻な人で不足対策」としてその目的を明確にし、「活用しえもらえるように、法務省として尽力していく」という回答でした。

③昨年が、原則家族帯同が認められない「特定技能1号」に家族帯同が例外的に認められる場合とは、「申請する者の家族が中長期在留者として在留している場合で、申請者が変更許可後は『特定活動』への変更許可を案内する（「留学」の在留資格者が変更申請する場合や、その配偶者や子どもが「家族滞在」で在留している場合などを想定）」との回答でした。

そこで、今年は、「特定活動」の在留資格を取得した子どもの件数を聞きましたが、「お尋ねの件数について、統計を作成していないため、お答えすることは困難です」という回答でした。

Ⅲ—2 「登録支援機関」について

2019年12月末の福岡入管内（那覇支局を除く）登録支援機関の登録数は、254件（株式会社 約半分、事業協同組合 89件約35%、行政書士 20件約8%という回答でしたが、

2020年12月末の福岡入管内（那覇支局を除く）登録支援機関の登録数は、438件（株式会社 185件42%、事業協同組合 136件約31%、行政書士（行政書士法人を含む）27件約6%、弁護士（弁護士法人をふくむ）0件という回答でした。登録支援機関数が、この1年で254件から438件と184件増加し、7割以上増加しています。

Ⅲ—3 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」について

Ⅲ—3①「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」における入管の取組み

昨年は、「昨年12月（2019年12月）に改定され、172の施策が盛り込まれています。これに基づき、入管としても都道府県等と連携し、外国人材の円滑かつ適正な受け入れの促進、共生社会実現のための受け入れ環境整備などに取り組んでいる」という回答でした。今年は、この172の施策のうち入管として具体的に取り組んでいる施策を質問しました。

今年の回答は、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」は令和2年（2020年）7月14日に改定され、191の施策が盛り込まれている。このうち入管庁がかか

わる主な取組として、①外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への財政支援、②受入環境調整担当官等の地方出入国在留管理職員を派遣し、相談対応や研修を実施し、情報提供を行うことなどを通じた地方公共団体等との連携・協力、③安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報を集約した『生活・就労ガイドブック』の作成、④『在留支援のための優しい日本語ガイドライン』の策定があります。」という回答でした。

Ⅲ—3②「受入れ環境調整担当官」の配置人数と具体的活動について

「受入環境調整担当官」は3名を配置し、九州7県の地方公共団体や一元的相談窓口を複数回訪問、関係機関との協力連帯のための関係構築や情報提供や意見交換を行うことで、地方公共団体などが行う在留支援の支援に取り組んでいます。」という回答でした、

(コメント 中島)

昨年に比べて、「受入環境調整担当官」が1名から3名に増員されたこと以外は、地方公共団体等との関係構築や情報提供や意見交換などの活動にとどまっています。

IV 技能実習制度について

IV—1 不正行為について、(2017年11月以降は旧法下の技能実習生のみ)

昨年は「2017年は213機関、2018年は112機関(企業単独型1件、団体管理型111機関。そのうち監理団体7機関、実習実施機関104機関)。そのうち福岡入管内の企業単独型0件、団体管理型5件。うち、類型別では賃金未払い4件、労働関係法令違反1件」との回答でした。

今年は、「全国2019年総計80機関(企業単独型0件、団体管理型80機関。そのうち監理団体7機関、実習実施機関73機関)。

福岡入管内の企業単独型0件、団体管理型16件。(監理団体3機関、実習実施機関13機関)。うち、類型別では、二重契約1件、名義貸し4件、賃金等不払い8件、労働関係法令違反3件、技能実習計画との齟齬4件、不正行為の報告、監査、相談体制構築などの不履行(監理団体2件)

「全国2020年総計15機関(企業単独型0機関、団体管理型15機関(そのうち監理団体3機関、実習実施機関10機関、その他の2機関)。

福岡入管内の企業単独型0件、団体管理型6件。(そのうち監理団体2機関、実

習実施機関2機関、その他の2機関)うち、類型別では、実習継続不可能事の報告不履行(監理団体)1件、賃金等不払い1件、技能実習計画との齟齬1件、不正行為の報告、監査、相談体制構築などの不履行(監理団体)4件、偽造文書の等の講師・提供1件)

IV—2 技能実習生の失踪者数

全国:2018年 9,052名、
2019年 8,796人(上半期 4,499名、下半期 4,297名)
2020年 上半期 3,253名

IV—3 失踪者への対策への具体的な取り組みについて

昨年、「失踪技能実習生から慎重に失踪理由の聴取を行い、聴取の結果、不正行為の疑いがある事案については、速やかに実地調査を行い、関係機関への情報提供と不正行為への措置を検討している」とのことでした。また、「昨年11月、失踪実習生減少の施策として、失踪者を出した関係機関に対してその帰責性等を踏まえて、技能実習性の新規受け入れを停止する措置や失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表などの新たな施策を発表し、これらの施策についての取り組みを進めている」との回答でした。

また、昨年の質疑の中で、失踪技能実習生からの聴取を行う入管職員を、警備部門の職員から、技能実習担当の職員に変えて行っている等の説明がありました。さらに、途中帰国者のなかにある強制帰国の問題について、質疑の中で、在留期間途中で帰国する外国人技能実習については、その帰国が本人の意思にも基づくものか確認しており、実習生の意に反した場合には、実習生を保護し、その中には、外国人技能実習機構と連携して実習先を変える転籍を実現して救済したケースもあるということでした。

ところが、今年の実答では、それぞれ何件あったかという質問には、「新規受け入れ停止措置をした件数、企業の刑事告発をした件数、告発の事実を公表した件数 全国0件、当局(福岡入管内) 0件」との回答で、**全く行われていないことが明らかになりました。**

IV—4 技能実習生の途中帰国者への出国時の意思確認件数

技能実習生の途中帰国者への出国時の意思確認件数は、2019年約18,600件(うち申告件数は12件)、そして2020年は、出国時の確認件数約11,000件(申告件数1件)と回答しています。つまり、出国時の途中帰国の技能実習生への意思確認は行われていても、申告する技能実習生は少なく、これが救済手段となっていない現実があります。

Ⅳ—5 労働局と福岡入管との相互通報制度

地方労働局と、福岡入管との相互通報制度について、相互通報した件数について、労働局から福岡入管への通報は、2019年37件、2020年48件と増加しているのに、**2019年福岡入管から各労働局への通報112件が2020年は、1件に激減していました。**

Ⅳ—6 全国と福岡入管内の技能実習生数

福岡局管内で、2016年12月末に22,670人、2017年12月末に29,067人。2018年12月末35,694人、2019年6月末39,813人、2019年12月末44,997人と増加し、2020年6月末44,279人に718人減少しました。(全国2018年12月末328,360人、2019年6月末367,709人、2019年12月末410,972人、2020年6月末402,422人)

Ⅳ—7 2016年改定入管法で新設された第22条の4の第1項の5号により在留資格を取り消された件数

回答 2018年1件、2019年2件、2020年集計中 でした。

※入管法第22条の第1項 5

「別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること(正当な理由がある場合を除く。)」

Ⅴ 新型コロナウイルス感染症対策について

Ⅴ—1 福岡入管の感染防止の考え方と具体策を教えてください。

回答 入管施設、収容施設とも2020年4月30日作成(2021年2月24日改訂「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき感染症対策を強化している。

Ⅴ—2 仮放免者数

回答 「新型コロナウイルス対策として仮放免を許可した件数は、集計していないが、2020年仮放免許可した件数は、81人です(速報値)」

※Ⅵ 統計数値の質問 9 ①の「被仮放免者数の回答 2020年末 40名(男性36名 女性4名) 速報値」と一致しない。

V—3 福岡入管内の職員と被収容者の感染者

「職員及び被収容者とも0人。陽性が判明した被収容者の個人情報(氏名や国籍)については、公表の予定はありません、」という回答でした。

VI 統計数値等について(福岡局管内)

昨年(2019年)の統計数値に関する回答では、これまで回答のあった質問項目のうち5項目の質問に 関して「非公表」という回答で、回答をしなくなりました。統計数値についての質問 24 項目のうち回答項目は 14 項目にとどまり、9項目(「非公表」による5項目、「集計中」3項目、「回答を差し控える」が1項目)に回答がありませんでした。

今年(2020年)の統計数値に対する回答では、質問 23 項目のうち回答項目は 18 項目に回答がありました。昨年同様に5項目については回答がありませんでしたが、その表現は、「非公表」から、「質問に関する統計資料はありません」、「一概にお答えすることが困難なため、回答を控えさせていただきます」という表現に代わりました。

以下、質問項目順に回答を紹介しておきます。

VI-1 出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数・認定件数について

① 出向命令制度により出国した外国人数

昨年は、2017年 50名(うち未成年者1名)から 2018年 87名(うち未成年者2名)と回答がありましたが、昨年は、2019年非公表という回答でした。そして、今年(2020年)の回答は、2019年は95人 2020年集計中という回答でした。

② 在留資格が取消された外国人

2017年3名、2018年28名、2019年42名 2020年集計中

③ 難民認定申請件数 難民認定数

| | | |
|------------|-----|----|
| 2017年 | 60人 | 0人 |
| 2018年 1-9月 | 41人 | 1人 |
| 2019年 | 49人 | 0人 |

(スリランカ16人、パキスタン5人、ペルー4人、イラン3人、ネパール3人など)

VI—2 個人識別情報の提供義務化

全国において退去強制を命ぜられた者

2017年 1,206名 2018年 1,255名 2019年 1,412名 2020年 集計中

全国において退去強制手続きをとった者

2017年 9名 2018年 7名 2019年 2名 2020年 集計中

VI—3 住所以外の各種届出

2018年全国 4,713件 うち福岡局管内(那覇支局を含む) 199件

2019年全国 5,258件 うち福岡局管内(那覇支局を含む) 214件

2020年 集計中

VI—4 在留特別許可の運用の現状について

①在留特別許可件数

2017年 35件 2018年 22件 2019年 35件 2020年 63件(速報値)

コメント(中島)

2020年は、在留特別許可件数が倍増近く増加していますが、これも新型コロナウイルス感染の影響と思えます。

②収容中 60日以内で認められた件数、③上陸拒否事由に該当するケースで退去強制されずに在留特別許可が認められたケースについては、いずれも「ご質問に係る統計資料はありません。」と、回答はありませんでした。

VI—5 上陸特別許可の運用の現状

①上陸特別許可件数

昨年の「非公表」から今年は、「各官署別の上陸特別許可件数に当たる資料はありません、」という表現に代わり、参考として前項の国籍別上陸特別許可件数を示すホームページの URL を紹介しています。

※ 2017年 37件 2018年 45件

②入管法第5条該当者(上陸拒否者)で、上陸特別許可者数

2017年 1名 2018年 1名 2019年 8名 2020年 5名

VI—6 上陸拒否者

昨年は「非公表」という回答でしたが、今年は、福岡空港における上陸拒否件数を示

すホームページの URL を紹介する回答でした。

※ 2017年 415名 2018年 317名(概数値)

VI—7 非正規滞在者の摘発件数と人数

2017年 摘発件数 81件 摘発人数 89人

2018年 摘発件数 159件 摘発人数 142人

2019年 摘発件数 148件 摘発人数 148人

2020年 摘発件数 37件 摘発人数 72人

コメント(中島)

これも新型コロナウイルス感染拡大の影響か、非正規滞在者への摘発件数、摘発人数とも、大幅に減少しています。

VI—8 退去強制処分について

| | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
|----------|-------|-------|-----------|
| ① 退去強制者数 | 374件 | 358件、 | 291件(速報値) |
| 不法残留 | 298件 | 272件 | 229件 |
| 不法入国 | 5件 | 5件 | 0件 |
| 不法上陸 | 4件 | 5件 | 5件 |
| 資格外活動 | 43件 | 57件 | 27件 |
| 刑罰法令違反等 | 6件 | 7件 | 17件 |
| その他 | 18件 | 12件 | 16件 |

② 自主申告者数

2018年 96名

2019年 114名

2020年 108名(速報値)

③ 入管からの警察や検察への告発者数

2018年0人

2019年0人

2020年0人

④ 自費出国者数 国費送還者数 うち送還忌避者数

2017年 148名 2名 うち0名

2018年 252名 6名 うち0名

| | | | |
|-------|------|----|------|
| 2019年 | 209名 | 6名 | うち1名 |
| 2020年 | 44名 | 3名 | うち0名 |

VI—9 被仮放免者の居住自治体への通知等

① 被仮放免者数

| | |
|--------|---------------------|
| 2016年末 | 12名(男性7名、女性5名) |
| 2017年末 | 12名(男9名、女3名) |
| 2018年末 | 3名(男性のみ) |
| 2019年末 | 11名(男性8名 女性3名) |
| 2020年末 | 40名(男性36名 女性4名) 速報値 |

コメント(中島)

*2016年末12名(男性7名、女性5名) *2017年末12名(男性9名、女性3名) *2018年末3名(男性のみ) ②2019年末11名(男性8名・女性3名)に比べて、**2020年は40名(男性36名 女性4名)と急増しています、これは新型コロナウイルス感染対策によるものと思われます。**

② 自治体への通知

| | |
|--------|-------------------|
| 2017年末 | 12名(男性9名、女性3名) |
| 2018年末 | 2名(男性のみ) |
| 2019年末 | 8名(男性6名、女性2名) |
| 2020年末 | 11名(男性7名 女性4名)速報値 |

VI—10 福岡局管内の収容施設

| ① | 収容定員 | 平均収容期間 | 最長収容期間 |
|-------|------|--------|--------|
| 2018年 | 36名 | 7日 | 68日 |
| 2019年 | 36名 | 5日 | 86日 |
| 2020年 | 36名 | 8.9日 | 40日 |

| ② | 収容中の自殺、 | 自傷行為 | 、警察の逮捕 |
|-------|---------|------|--------|
| 2018年 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 2019年 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 2020年 | 0名 | 0名 | 0名 |

| ③ | 他の入国管理センター、他局などへの移送された女性 |
|-------|--------------------------|
| 2018年 | 3名 |

2019年 0名
2020年 5名

VI—11 職員体制

① 2018年度職員数 548名

うち福岡本局 111名(入国在留審査部門と審判部門 64名、警備部門 31名、その他 16名)、2017年度と比べて、83名増(出入国管理を行う空港等への増員)

2019年職員数 645名、

うち福岡本局 145名(就労永住審査部門、留学研修審査部門、審判部門の計 89名、警備部門 38名、その他 18名) 2018年度と比べて、97名増員(主に出入国審査、特定技能制度の導入による)

2020年度職員数 727人

うち福岡本局(就労永住審査部門、留学研修審査部門及び審判部門計 100名、警備部門 50名、) 2019年度と比べて、82名増員(主に出入国審査業務の充実強化と、外国人材受け入れに伴う在留管理・支援体制の充実強化等による))

コメント(中島)

この3年間で、261名増員という毎年平均80名以上増員の大幅増加となっています。

②職員の月の平均残業時間

2016年度までは回答がありましたが、2017年度以降「一概に答えるのは困難で回答を差し控える」として回答がありませんでした。